

ベビーシッター利用支援事業の拡充について

ベビーシッター利用支援事業については昨年11月7日の子ども文教委員会にて報告したところであるが、東京都より2019年度の事業の拡充に関する情報提供があり、検討した結果、区として下記の内容で実施することとしたので報告する。

1 事業の拡充内容

①利用上限の拡大

| | | |
|---------|--------|--------|
| 2018年度 | 1日 8時間 | 月160時間 |
| →2019年度 | 1日11時間 | 月220時間 |

②利用可能時間帯の拡大

| | |
|---------|------------|
| 2018年度 | 午前7時～午後 8時 |
| →2019年度 | 午前7時～午後10時 |

③交通費補助の新設

本事業の利用者に対し、ベビーシッターが利用者宅に通勤するための交通費(利用者負担)を区が補助する場合、費用の一部を都が負担する。

(補助内容)

区が月上限2万円(1日当たり千円)の補助を行う場合、都が1/2を負担

2 保護者への周知

上記についてはいずれも都・区の2019年度の予算成立を条件とするものであるが、4月の入所が保留(待機児童)となった世帯に4月当初から利用可能となるよう、4月の保育所の利用調整結果通知(2月1日発送予定)に上記内容に関する案内文を同封し、周知を行う。